

輪島市監査公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月14日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月23日（水） 税務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○今年度よりコンビニエンスストア等での市県民税等の納付の取扱いが開始され、全国で納付可能となったことから想定を上回る取扱件数となっており評価したい。多様な納付方法を導入することは、納税者等に対する納入機会の増加や利便性の向上につながり、収納率向上も期待できることから、今後も多種多様な納付方法の調査研究を行い、採用にむけての検討を続けていただきたい。

○特別土地保有税繰越分として収入未済額が存在するが、差押えが行われていることであり、適切な時期を見極めるとともに、適正な事務処理に努めていただきたい。

○徴収事務の担当者は、滞納者等と接する機会が多くあることから、ストレスなどにより健康を害することの無いよう職員の健康管理に充分注意していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①市税等の滞納について

市税等の滞納繰越額が毎年度増加傾向である。滞納繰越額の縮減には滞納分徴収に対する取り組みを行うことが重要であるが、滞納を生じさせないことがより重要なとなる。このため現年度の収入未済額の低減に対しても重点的に取り組んでいただきたい。